

### 前回の部会における主な意見 (総合施設関係・事務局まとめ)

#### 1 「総合施設の機能・サービス」関係

- ・ 総合施設の議論はこれからだが、子育てをしている方の選択肢が増えることには意味がある。育児休業を含め、どの選択肢を選んでも子育ての負担が平準化される。子育てに関する個々の家族の価値観に応じ、色々な選択肢を選ぶことができる方向で議論をする中で、総合施設が検討されればよい。
- ・ 次世代育成支援の基本的な考え方における総合施設の位置付けを検討する必要がある。
- ・ 子ども家庭福祉の現場を預かる審議会としてのアピールを出す必要があるのではないか。総合施設の検討を危機ではなくチャンスと捉えて、社会に訴えることも考えなければならないのではないか。
- ・ 総合施設を考える際には、次世代育成支援の中で総合施設をどう考えるか、子どもの育ちを保障することをどう考えるかという文脈で考えることが必要。総合施設については、児童部会における検討の場も保障してもらえばありがたい。
- ・ 総合施設の設計を考える際には、保育の質をどう確保するかが重要。日本の保育・幼児教育は世界的にレベルが高いとの評価があるのは、保育所保育指針・幼稚園教育要領がしっかりとできている中で、かなりしっかりした援助があるということであり、そこを保つということ。基準をしっかりとつくるということ、高い基準を作るということや、第三者評価をしっかりとやることが必要。
- ・ 総合施設を子育て支援の中核とすることに賛成だが、人の手当、費用の手当が必要。子育て支援は保育士や幼稚園教諭が空いた時間でやるというのは無理。現状では、補助金で非常勤職員を雇っているが、それでは高いレベルのことはできない。子育て支援を行なう専任に近い方が入ることが必要ではないか。虐待や発達障害を含め、専門性の高い人が巡回指導するような仕組みも考えられる。
- ・ 現行の仕組みに屋上屋を重ねるようなものにはしてほしくはない。斬新な考え方で検討して欲しい。

- ・ 幼保一元化の流れの中で総合施設構想が出てきたのは、大変結構である。他方、既存の保育所・幼稚園にどのようなインパクトがあるのかを踏まえないといけない。既存の制度があって新しいものができるのか、総合施設ができることにより、保育所・幼稚園の在り方が変わるのかどうか。日本の場合、保育の質は高いが、供給量は少ないという評価がある。質を維持しつつ多様な保育ニーズに応える供給量の拡大の視点が必要。

## 2 「利用」関係

- ・ 検討事項（案）中「費用負担の在り方」を「財源」としたらどうか。様々な選択肢が総合的に広がる財源構造を考える必要があることからすれば、保育所・幼稚園・つどいの広場もすべて含めた上で財源の在り方を考えなければならない。「利用者の利用料負担の在り方」を「利用」の部分に組み入れて、今後の次世代育成支援の財源の在り方そのものを検討すべき。

## 3 「総合施設の施設・人員・運営の基準」関係

- ・ 「保育に欠ける」要件に関し、子どもにとっての「保育に欠ける」条件と、親にとっての「保育に欠ける」条件の両者について、以前、児童福祉審議会で議論があった。

前者は「子どもの発達に必要なものが与えられない状況」、後者は「親が子どもを見ることができない状況」。

現在、「保育に欠ける」状況で広がっているのは、家庭で養育されている子どもが、他の子ども、他の親、他の大人とつながることができないということ。こうした状況に対し、一定時間、すべての子どもに一定時間の保育（他の子ども、他の親とつながることができる時間）を保障する。例えば、0歳児であれば週1回、2時間、1歳児であれば週2回、4時間、3歳以降は午前中といった、子どもにとって必要な保育の時間を保障した上で、親にとって必要な保育の時間を保障するという2段階の保育を考えることが総合施設の議論で必要ではないか。

- ・ 乳幼児の保育・幼児教育は、3歳未満は養護的な面が強いが、3歳以上は教育的な面が強い。これまで保育所保育指針を改訂してきたが、3歳以上については教育的要素が強くなっており、現場でも幼児教育できる体制に進みつつある。養護的な面でも預かればよいとか、安全であればよいという時期は終わった。心身の安定成長を図るという発

達を促す働きに変わっている。その上で、3歳以上については、より特定の教育内容を含んだ幼児教育が成り立つという図式。その意味で総合施設の役割は重要。

- ・ 保育者の専門性をどう確保するか。資格（キャリア）については、保育士のキャリアとしての学歴的な意味としては、幼稚園教諭と比較してやや低い。学歴の長さが専門性を決めるのではないか、出発点としては大事であり、幼稚園に倣うことも今後検討の必要がある。
- ・ 保育者の専門性に関して重要なのは、保育士の研修の問題であり、これをどう保障するか。研修には3つの要素（①研修、②専門家による指導（幼稚園の場合は教育委員会の指導主事制度による指導があるが、保育所にはこのような指導者がいない。）、③自己改善）がある。総合施設でも、こうした研修の機会を保障する必要がある。
- ・ 両方の資格を有する新卒者は総合的な対応ができるかもしれないが、総合施設が動き出したときの有資格者は保育所・幼稚園のいずれかに特化している。総合施設に対応するための再訓練にはかなりの手間がかかる。しっかりとした計画が必要。
- ・ 現在では、保育士・幼稚園教諭の養成面での差異は、小さくなっている。残った差異としては、①保育士は保育所だけでなく、福祉施設全体に係る基礎的な知識を有していること。②福祉、栄養、乳児保育に関する科目を履修している。③幼稚園教諭は小学校低学年の科目を履修している。
- ・ 自分が在籍している大学は保育士だけの養成を行っているが、ソーシャルワークに強い保育士養成を売りにしている。総合施設では保育士・幼稚園教諭両方の資格が必要という議論よりは、ソーシャルワークに強い総合施設や、教育に強い総合施設があってもよいのではないか。両方の資格が必要と決める必要はない。

#### 4 「費用負担の在り方」関係

- ・ 「費用負担の在り方」を「財源」としたらどうか。様々な選択肢が総合的に広がる財源構造を考える必要がある。「利用料」を「利用」の部分に組み入れて、今後の次世代育成支援の財源の在り方を考えるべき。（再掲）

(以上)